

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業田子西隣接地区団地整備工事

質 問 事 項	整 理 番 号	1 3 0 5 1 0 1 0 0
	回	答
粉体噴射攪拌工において、標準歩掛に使用されている規格と異なる規格の攪拌機械が計上されております。見積による計上と考えるとよろしいのでしょうか。	見積	見積による歩掛を採用しています。
立入防止フェンスH=1500について、金網柵ネットフェンスH=1500の詳細規格を明示願います。	以下	以下の仕様により積算しています。 アングル型の着色塗装 柵高 1500mm 支柱間隔 2000mm
底版築造工において、コンクリートポンプ車打設24-8-25(20)(高炉)にて設計日打設量 300m3以上 600m3未満にて計上されておりますが、出荷制限等が掛けられている現在において前記打設量での積算計上は考えがたいのですが、協議対象となるのでしょうか。	現時点	現時点では、協議対象とは考えていません。
放流塔築造工、金網(フェンス)工について、格子フェンスH=1.2mの設置手間に金網(フェンス)工を適用されています。転落防止柵設置工の市場単価での計上だと思われそうですが、協議対象と考えるとよろしいのでしょうか。	単価表	単価表のとおり積算してください。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業田子西隣接地区団地整備工事

質 問 事 項	回 答
ダンプカー用泥落とし装置について、想定されている規格のご提示願います。	乾式全輪型の仕様として、積算しています。
ボックスカーポート W5600×H2600 の設置工について、標準歩掛がございませんが見積を採用されていると考えてよろしいでしょうか。	見積りによる歩掛を採用しています。
仮設防護柵工 支給品：仮設ガードレールについて、経費計算の対象となる「一般材料費の支給品」と同じ扱いと考えてよろしいでしょうか。また、運搬費しか計上されていませんが材料費は無償支給品と考え、設置撤去費は協議対象と考えよろしいでしょうか。	仮設ガードレールは、一般材料費の支給品とは同じ扱いにしておりません。また、設置撤去費については、運搬費に含まれています。
単 268 号巻立てヒューム管において、単 221 号～単 227 号と同じ巻立てヒューム管ですが、使用されている歩掛が違っております。協議対象と考えてよろしいでしょうか。	単価表のとおり積算してください。なお、契約後別途協議いたします。
単 318 号函渠工 BB-400 において、製品長 L=1.0m ですが、使用歩掛が L=2.0m のが使用されております。協議対象と考えてよろしいでしょうか。	単価表のとおり積算してください。なお、契約後別途協議いたします。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[様式第 13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業田子西隣接地区団地整備工事

質 問 事 項	整理番号	1 3 0 5 1 0 1 0 0
	回	答
配管工事費 各径布設について、ポリエチレンスリーブ被覆工での割増しは計上しないのでしょうか。		ポリエチレンスリーブ（配水管用）セットの 1 m 当り金額には、固定用ゴムバンドと粘着テープの金額も含んでおり、材料割増しは、しないものとして積算しています。
内訳 60 号の伸縮可撓管 φ 200 と内訳 61 号の伸縮可撓管 φ 150 について、各々の偏芯量をご提示願います。		どちらも、偏芯量 400 mm として積算しています。
内訳 78 号において、φ 200×5000 が 23 本で計上されていますが、内訳 81 号 φ 200 布設費が 243m で計上されていますが、243m - 5.0m×23 本 = 128m 分の本数が不足します。どちらが、正しいと考えてよろしいでしょうか。また、本数が不足する場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか。		単価表のとおり積算してください。なお、契約後別途協議いたします。
間接工事費(率計上分)の率対象額から外しているもの(工場製作等)があればご提示願います。		単価表 568 号、569 号及び 579 号のスクリーンの単価については、共通仮設費のみ対象外としています。
間接工事費において、間接工事費(率計上分)の率対象額に対する「処分費控除額」は発生するものと考えてよろしいでしょうか。		宮城県土木部の土木工事標準積算基準書（平成 24 年 10 月 1 日以降適用）I - 2 - ② - 40 に記載のとおりです。

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

